

舞 監 第 14 号
平成 30 年 8 月 21 日

舞鶴市議会
議長 上野 修身 様

舞鶴市監査委員 尾関 善之

住民監査請求監査の実施について

舞鶴市職員措置請求書が下記のとおり提出されましたので、地方自治法第 242 条の規定に基づき、住民監査請求監査を実施するので通知します。

記

- 1 請求人 住所 舞鶴市内
氏名 A
- 2 監査実施期間
平成 30 年 8 月 15 日から 60 日以内。
- 3 監査対象部課
市民病院管理部総務課
- 4 舞鶴市職員措置請求書（住民監査請求の提出文書）
別紙のとおり（事実証明書は除く。）
- 5 その他
なお、監査委員 瀬野淳郎は、平成 29 年 3 月 31 日まで市民病院管理部総務課長の職にあったので、地方自治法第 199 条の 2 の規定により除斥します。

舞鶴市職員措置請求書

市立舞鶴市民病院に関する措置要求の要旨

1 請求の要旨

- (1) 平成28年度舞鶴市民病院事業会計決算において、特別損失及び未収金の処理について予算計上がされておらず、議会への報告もされていない。これは地方公営企業法に違反し不当であるので、病院事業管理者の権限を有する市長は、市民に対し謝罪するとともに、事務処理をする市立舞鶴市民病院に対し、同法に基づく正しい会計処理に改めるよう命じることを請求する。

【理由説明】

公営企業会計の処理は、地方公営企業法に基づいて行われるべきものであり、その法から逸脱しないように運営することが行政の基本である。

しかるに、平成28年度決算においては、旧病院と宿舎・建物などを処分する特別損失に関し、予算額5億9,408万円に対し決算額6億4,284万円となっており、予算額を4,875万円超過して支出されているにもかかわらず、補正予算措置や議会の承認を受けずに特別損失として処理したことは、地方公営企業法第24条(予算)、同法施行令第18条(予算の執行)に違反している。

また、過年度損益修正損の内、未収金2,327万円も予算計上されておらず、議会への報告もなされていない。これも地方公営企業法に照らして違法であり不当であるので、病院事業の管理者である市長は、市立舞鶴市民病院に対し、法に基づく正しい処理に改めさせるべきである。

市立舞鶴市民病院が主張する論拠は、地方公営企業法施行令第18条5項の「但し書」を適用し、現金の支出を伴わない経費であるので予算計上は必要ないというものであるが、この解釈には合理性が無い。なぜなら、この「但し書」は、業務量の増加に因る経費増加の場合や、予備費の使用に關しての適用であり2,327万円という多額の過年度損益修正損・特別損失に適用することはできないと考えるのが妥当であるからである。

従って、地方公営企業法第24条に基づく予算計上と、議会での議決が必要であり、議会に報告していないことは同法第24条3項「経費増の場合の議会への報告義務」に違反し不当である。

- (2) 特別損失は、医業収益の診療費の賦課徴収を怠り、且つ財産管理を怠った

結果であり、市立舞鶴市民病院では法令並びに舞鶴市債権管理条例に基づいた適切な事務処理に修正することを請求する。

【理由説明】

平成28年度舞鶴市民病院事業会計決算書における過年度損益修正損2,825万円の内訳は、平成29年9月議会民生環境委員会議事録からも明らかな通り、288万9千円ほどが事務処理ミス等の下方修正、209万円が債権放棄、2,327万円が不能欠損処理である。

2,327万円の不能欠損処理については、平成19年以前からの個人の診療費の未収金564件を債権放棄したものと推量されるが、債権放棄に当たっては債権管理条例第4条(債権管理者の責務)第5条(台帳の整備)第7条(議会への報告)などは遵守しなければならない。ところがこうした債権管理条例が存在するにも拘わらず、多額の不能欠損金を出し、議会への報告を怠ったことは、賦課徴収の怠りへの指摘と併せ、財産の管理処分に関する会計行為上の違法性を指摘せざるを得ず、総じて職務怠慢のそしりは免れない。

そして、上記議事録にある通り28年度当初に斯様な未収金が8,800万円ほどありこの大部分は平成19年3月の公認会計士による市民病院未収金調査報告書にある個人の未収金1億623万円の長期に亘る未回収分と思われ、これを当期決算で2,500万円ほど整理処分し、未だ6,000万円ほど残っているものと推量される。公営企業の健全性、会計原則の“真実性・明瞭性の原則”からもこの様な勘定は早期に整理正常化すべきである。

よって、この特別損失及び未収金については、市長から市民に対し謝罪するとともに、法令並びに舞鶴市債権管理条例に基づいた適切な事務処理に修正するよう、市立舞鶴市民病院に命じることを求める。

《市が被る被害》

舞鶴市民病院事業会計において、地方公営企業法に定める予算計上をせず、また議会への報告もせずに会計処理をしたことは、市民の行政に対する信頼を著しく失墜するものである。

また、医業収益の診療費の賦課徴収を怠り、且つ財産管理を怠ったことは、市民に甚大な損害を与えている。

《措置の要求》

市長は市民に謝罪するとともに、病院事業管理者としての権限を有する者として、市立舞鶴市民病院に対し、法令並びに舞鶴市債権管理条例に基づいた適切な事務処理に修正するよう命じるべきである。

以上の措置を請求する。

2 請求者

住所 舞鶴市内

職業

氏名 A

地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添えて必要な措置を請求します。

平成30年8月14日

舞鶴市監査委員 様